

東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構
学術専門職員（特定有期雇用教職員） 募集要項

ES-マウス/ウイルス開発コアでは、マウス発生工学実験業務、マウス飼育業務およびその他関連業務に従事していただける方を募集しています。

1	職名及び人数	学術専門職員（特定有期雇用教職員） 1名
2	契約期間	採用日（応相談）から2024年3月31日まで
3	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ、年度単位により更新する場合があります。 最終雇用期間満了日：2025年03月31日
4	試用期間	採用日から6ヶ月間 給与・待遇に変わりはありません。
5	就業場所	東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構 (東京都文京区本郷7-3-1)
6	所属	ES-マウス/ウイルス開発コア
7	業務内容	発生工学技術およびゲノム編集技術を駆使してゲノム編集マウスを作製し、大学内外の研究者に提供します。 (1) マウス発生工学実験業務（初期胚凍結保存・培養、インジェクション操作、マウスへの胚移植、など） (2) マウス飼育業務（飼育、交配、個体管理、など） (3) その他、実験環境維持、事務書類作成補助業務
8	就業日・就業時間	週5日（月曜日～金曜日） 1日7時間45分（9:00～17:45 ※12:00～13:00 休憩） ※時間外労働を命じることがある ※労働日、労働時間は勤務状況等に応じて変更となる可能性がある
9	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10	休暇	年次有給休暇、リフレッシュ休暇、慶弔休暇等
11	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額30万円～45万程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（支給要件を満たした場合）、超過勤務手当を支給。退職手当、賞与は無し。
12	加入保険	文部科学省共済組合（健康保険・共済年金）、雇用保険、労災保険に加入
13	応募資格	(1) ネイティブレベルの日本語で十分な意思疎通（会話および文章）を行えること。 (2) マウス発生工学技術（初期胚へのインジェクション等）および関連知識を習得していること。 (3) 職場の実験手技・手法を尊重し遵守できる方。 (4) 基本的なPC操作スキルを有すること（メール送受信、MS Office Word, Excel, PowerPointなど）。 (5) 分子生物学的実験の経験を有することが望ましい。 (6) マウス遺伝学に関する知識・経験を有することが望ましい。 (7) 理系大学・大学院もしくはバイオテクノロジー系専門学校を卒業している、あるいは、医薬理系研究室での実験のご経験を1年以上有する方 (8) 良好な対人関係を築けること。 (9) 職場以外でげっ歯類を飼育していないこと。

14	提出書類	<p>東京大学統一履歴書1部</p> <p>※本学様式を https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html からダウンロードのうえ作成のこと。</p>
15	提出方法	<p>応募書類を東京大学国際高等研究所ニューロインテリジェンス国際研究機構 ESマウス/ウイルス開発コア コアマネージャー 鶴飼英樹宛（ukai.hideki@mail.u-tokyo.ac.jp）にお送りください。</p> <p>お送りいただく際は、#を@に置き換えてください。</p>
16	応募締切	<p>適任者が決定するまで募集する。</p> <p>書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p>
17	問い合わせ先	ukai.hideki@mail.u-tokyo.ac.jp （#を@に置き換えてください）までお問い合わせください。
18	募集者名称	国立大学法人東京大学
19	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
20	その他	<p>（1）応募書類は、返却せず、本応募の用途に限り使用し、取得した個人情報には正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。</p> <p>（2）選考にかかる旅費は支給しません。</p> <p>（3）勤務条件の詳細は、東京大学特定有期雇用教職員の就業に関する規程をご覧ください。（https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html）</p> <p>（4）東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>（5）採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p>